



山形県公報

平成15年12月2日(火)
第1497号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(最上総合支庁福祉課)...1341  
 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....(最上総合支庁農村整備課)...同  
 都市計画の変更.....(都市計画課)...1342  
 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 一般国道の供用の開始.....(同)...1343  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 教育委員会関係

### 訓 令

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....1344

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(税政課)...1349  
 同.....(同)...同

## 告 示

### 山形県告示第1100号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地      | 事務所の名称及び所在地                 | 廃止年月日      |
|--------------------------|-----------------------------|------------|
| 金山町<br>最上郡金山町大字金山324 - 1 | 金山町立病院<br>最上郡金山町大字金山548 - 2 | 平成15.11.10 |

### 山形県告示第1101号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営八敷代地区土地改良(経営体育成基盤整備)事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧に供する場所

真室川町役場

3 縦覧に供する期間

平成15年12月3日から平成16年1月8日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第1102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 東根都市計画道路

(2) 名称 1・3・1号東根村山線、3・2・1号羽入大森線、3・2・2号山形空港前通り線、3・3・1号天童東根村山線、3・4・1号長瀬神町線、3・4・2号東根駅前通線、3・4・3号宮崎西道線、3・4・4号神町若木線、3・4・5号一本木神町線、3・4・6号神町駅前通線、3・4・7号若木本郷線、3・4・8号長谷平林線、3・4・9号大林一本木線、3・4・10号平林一本木線、3・4・11号大林中央通り線、3・4・12号一本木駅前通り線、3・4・13号神町中通り線、3・4・14号一本木南線及び3・5・2号楯岡東根線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

山形県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月2日から同年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 道路の種類 県道

2 路線名 新庄次年年子村山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|--------------------------|------|------------------|------------|
| 新庄市堀端11番3から<br>同 404番1まで | 旧    | 13.7メートル<br>11.3 | メートル<br>14 |
| 同 上                      | 新    | 13.7メートル<br>11.3 | 同 上        |

山形県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月2日から同年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 道路の種類 県道

2 路線名 酒田鶴岡線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 酒田市京田二丁目93番 1 から<br>同 大字坂野辺新田字東貉山273番 2 まで | 旧    | 35.0 メートル<br>13.0 | 619<br>メートル |
| 同 上                                        | 新    | 62.0 メートル<br>29.3 | 629<br>メートル |

山形県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月2日から同年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 112号
- 2 供用開始の区間 酒田市入船町10番2から  
同 山居町58番20まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月2日

山形県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月2日から同年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 酒田鶴岡線
- 2 供用開始の区間 酒田市錦町五丁目62番1から  
同 四丁目1番33まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月8日

山形県告示第1107号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 泉崎支店 " 太白区泉崎一丁目20番7号 " " を

|                     |                  |     |
|---------------------|------------------|-----|
| " 泉崎支店              | " 太白区泉崎一丁目20番7号  | " " |
| " 仙台支店<br>ジャスコ幸町出張所 | " 宮城野区幸町五丁目10番1号 | " " |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年11月15日から適用する。

## 教育委員会関係

### 訓 令

山形県教育委員会訓令第4号

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年12月2日

山 形 県 教 育 委 員 会

委 員 長 安 孫 子

博

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の3」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。



(裏-1)

| 日  | 氏名  |   | 勤   | 日 | 結核  | 休暇 | 日 | 部分  | 休業 | 日 | 時 |
|----|-----|---|-----|---|-----|----|---|-----|----|---|---|
|    | 内   | 出 |     |   |     |    |   |     |    |   |   |
| 4月 | 1日  |   |     |   |     |    |   |     |    |   |   |
|    | 11日 |   | 張修  | 日 | 公傷病 |    | 日 | 欠   | 勤  | 日 | 時 |
|    | 21日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 2日  |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 12日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 22日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 3日  |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 13日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 23日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 31日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
| 5月 | 1日  |   |     |   |     |    |   |     |    |   |   |
|    | 11日 |   | 張修  | 日 | 公傷病 |    | 日 | 欠   | 勤  | 日 | 時 |
|    | 21日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 2日  |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 12日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 22日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 3日  |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 13日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 23日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 31日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
| 6月 | 1日  |   |     |   |     |    |   |     |    |   |   |
|    | 11日 |   | 張修  | 日 | 公傷病 |    | 日 | 欠   | 勤  | 日 | 時 |
|    | 21日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 2日  |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 12日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 22日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 3日  |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 13日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 23日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |
|    | 31日 |   | 研年次 | 日 | 私傷病 |    | 日 | 兼職等 | 従事 | 日 | 時 |

様式第3号  
(表-2)

| 出 勤 簿 ( 年 ) | 職 名 |     | 氏 名 |     | 備 考 | 内 勤     | 日 | 結 核 休 暇 | 日 | 部 分 休 業   | 日 時 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---|---------|---|-----------|-----|
|             | 日   | 職 名 | 氏 名 | 氏 名 |     |         |   |         |   |           |     |
| 7 月         | 1日  |     |     |     |     | 内 勤     |   | 結 核 休 暇 |   | 部 分 休 業   | 日 時 |
|             | 2日  |     |     |     |     | 出 張     | 日 | 公 傷 病   | 日 | 欠 勤       | 日 時 |
|             | 3日  |     |     |     |     | 研 修     | 日 | 私 傷 病   | 日 | 兼 職 等 従 事 | 日 時 |
| 8 月         | 4日  |     |     |     |     | 年 次 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 職 専 免     | 日 時 |
|             | 5日  |     |     |     |     | 年 休 残   | 日 | 傷 病     | 日 | 派 遣       | 日 時 |
|             | 6日  |     |     |     |     | 忌 引 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 介 護 休 暇   | 日 時 |
| 9 月         | 7日  |     |     |     |     | 産 前 産 後 | 日 | 停 職     | 日 |           |     |
|             | 8日  |     |     |     |     | 生 理 休 暇 | 日 | 育 児 休 業 | 日 |           |     |
|             | 9日  |     |     |     |     | 内 勤     | 日 | 結 核 休 暇 | 日 | 部 分 休 業   | 日 時 |
| 10 月        | 10日 |     |     |     |     | 出 張     | 日 | 公 傷 病   | 日 | 欠 勤       | 日 時 |
|             | 11日 |     |     |     |     | 研 修     | 日 | 私 傷 病   | 日 | 兼 職 等 従 事 | 日 時 |
|             | 12日 |     |     |     |     | 年 次 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 職 専 免     | 日 時 |
| 11 月        | 13日 |     |     |     |     | 年 休 残   | 日 | 傷 病     | 日 | 派 遣       | 日 時 |
|             | 14日 |     |     |     |     | 忌 引 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 介 護 休 暇   | 日 時 |
|             | 15日 |     |     |     |     | 産 前 産 後 | 日 | 停 職     | 日 |           |     |
| 12 月        | 16日 |     |     |     |     | 生 理 休 暇 | 日 | 育 児 休 業 | 日 |           |     |
|             | 17日 |     |     |     |     | 内 勤     | 日 | 結 核 休 暇 | 日 | 部 分 休 業   | 日 時 |
|             | 18日 |     |     |     |     | 出 張     | 日 | 公 傷 病   | 日 | 欠 勤       | 日 時 |
| 1 月         | 19日 |     |     |     |     | 研 修     | 日 | 私 傷 病   | 日 | 兼 職 等 従 事 | 日 時 |
|             | 20日 |     |     |     |     | 年 次 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 職 専 免     | 日 時 |
|             | 21日 |     |     |     |     | 年 休 残   | 日 | 傷 病     | 日 | 派 遣       | 日 時 |
| 2 月         | 22日 |     |     |     |     | 忌 引 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 介 護 休 暇   | 日 時 |
|             | 23日 |     |     |     |     | 産 前 産 後 | 日 | 停 職     | 日 |           |     |
|             | 24日 |     |     |     |     | 生 理 休 暇 | 日 | 育 児 休 業 | 日 |           |     |
| 3 月         | 25日 |     |     |     |     | 内 勤     | 日 | 結 核 休 暇 | 日 | 部 分 休 業   | 日 時 |
|             | 26日 |     |     |     |     | 出 張     | 日 | 公 傷 病   | 日 | 欠 勤       | 日 時 |
|             | 27日 |     |     |     |     | 研 修     | 日 | 私 傷 病   | 日 | 兼 職 等 従 事 | 日 時 |
| 4 月         | 28日 |     |     |     |     | 年 次 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 職 専 免     | 日 時 |
|             | 29日 |     |     |     |     | 年 休 残   | 日 | 傷 病     | 日 | 派 遣       | 日 時 |
|             | 30日 |     |     |     |     | 忌 引 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 介 護 休 暇   | 日 時 |
| 5 月         | 31日 |     |     |     |     | 産 前 産 後 | 日 | 停 職     | 日 |           |     |
|             | 10日 |     |     |     |     | 生 理 休 暇 | 日 | 育 児 休 業 | 日 |           |     |
|             | 20日 |     |     |     |     | 内 勤     | 日 | 結 核 休 暇 | 日 | 部 分 休 業   | 日 時 |
| 6 月         | 30日 |     |     |     |     | 出 張     | 日 | 公 傷 病   | 日 | 欠 勤       | 日 時 |
|             | 31日 |     |     |     |     | 研 修     | 日 | 私 傷 病   | 日 | 兼 職 等 従 事 | 日 時 |
|             |     |     |     |     |     | 年 次 休 暇 | 日 | そ の 他   | 日 | 職 専 免     | 日 時 |



## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第3号の改正規定は、平成16年1月1日から施行する。

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
税務総合電算システム修正(法人事業税の外形標準課税導入関連)業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算係 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2096
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年10月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 79,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年12月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
道府県民税配当割・株式等譲渡所得割システム開発業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算係 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2096
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成15年10月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 33,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

平成15年12月2日印刷  
平成15年12月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056